

の規定は、当分の間、これを適用しない。

置を講ぜられたとの請願。

薬事法改正案によれば第六條第二項の外薬剤師に不利な條項が多いから、請

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第七部)

第二回参議院厚生委員会會議錄第十五号

(四七四)

昭和二十三年六月二十四日(木曜日) 午前十時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○麻薬取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○大麻取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○興行場法案(内閣提出)

○旅館業法案(内閣提出)

○公衆浴場法案(内閣提出)

○民生委員法案(内閣提出)

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○醫師法案(内閣提出)

○保健婦助産婦、看護婦法案(内閣提出)

○歯科衛生士法案(内閣提出)

○歯科医師法案(内閣提出)

○医療法案(内閣提出)

○國民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(櫻本重藏) 只今より開会いたします。本日は麻薬取締法案、大麻取締法案、興行場法案、旅館業法案、公衆浴場法案、民生委員法案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、醫師法案、保健婦助産婦看護婦法案、歯科衛生士法案、歯科医師法案、医療法案について、厚生大臣より逐次提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(竹田信一) 只今議題となりました麻薬取締法案について御説明いたします。阿片、モルヒネ、コカイン等のいわゆる麻薬は医療上欠くこ

第七部

厚生委員会會議錄第十五号 昭和二十三年六月二十四日

とのできない薬品であります。他面これらを濫用することによつて惹起される毒害が甚大であります。これは過去の歴史が示しておる通りであります。誠に麻薬の取扱ひの如何は民族の興亡に影響するといつても過言ではありませぬ。従つて麻薬の毒害を排除しつ一方医療上學術上必要なものを確保し以て國民医療の完備を期するためには、國內的にも國際的にも適切且つ強力な施策が講ぜられなければならないことは申すまでもありません。政府におきましては、戦後國內の麻薬の取締りを一層強化するため、幾多の省令を制定し、各般の施策を講じ、鋭意遺憾なきを期している次第であります。が、その後情勢の変化に伴ひ、法規の改廃を要する点もあり、又一方には日本國憲法実施に伴ひその精神に則つて、新しく法律を制定し以て取締りの万全を期すると共に、國際的協力の完備を図るため、本法案を制定した次第であります。本法案の構成といしましては、「総則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」「罰則」の六章及び附則からなつておるのであります。全條文は七十五條であります。

次にこの法案の骨子といいたします。不正取引及び不正使用を防止するため麻薬を取扱ふ者はこれを免許制とし、この免許を受けた者以外の者は麻薬を取扱ふことを禁止いたしておるのであります。次に麻薬の取引の系統を一定すると共に、取引を要式行爲とし、又麻薬取扱者に記帳義務を課し、麻薬の所在及び移動の責任を明確ならしめることとしたのであります。次に行政機關が麻薬の製造、在庫、消費等につきましての適切な施策を行ひ得るため、麻薬取扱者に対して所定の報告を徴することいたしました。最後に阿片法及び勅令第五百四十二号に基き、四つの厚生省令(昭和二十一年省令第四十四号、同年省令第四十六号、昭和二十一年省令第八号、同年省令第二十五号)は、これを廢止いたしまして、今後麻薬の取締りに関しましては、本法により一元的に処理し得ることとしたのであります。以上麻薬取締法案の骨子につき大要の御説明を申し上げたのであります。何とぞ御審議の上速かに可決せられんことを切望いたします。

次に只今議題となりました大麻取締法案について御説明いたします。大麻草に含まれている樹脂等は麻薬と同様な毒害を持つていたので、従来は麻薬として取締つて参つたのであります。が、大麻草を栽培している者は大体が農業に従事しているものであります。今回提出されております麻薬取締法案の取締りの対象たる医師、歯科医師、薬剤師等とは、職業の分野が甚だしく異なつています。關係上、別個な法律を制定いたしました。これが取締りの完備を期する所存であり、本法案を提出する理由であります。本法案の構成といしましては、「総則」「免許」「大麻取扱者」「監督」「雜則」「罰則」の六章及び附則からなつておるのであります。全條文は二十三條であります。

次にこの法案の骨子といいたします。処を説明いたします。先ず大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため大麻を取扱ふ者は、これを免許制とし、この免許を受けた者以外の者は、大麻を取扱ふことを禁止しておるのであります。次に大麻の取引を要式行爲とし、又大麻取扱者に記帳義務及び報告義務を課して大麻の移動の責任を明らかにしたのであります。勅令第五百四十二号に基き、大麻取締規則を廢止したのであります。以上大麻取締法案の骨子につき大要の御説明を申し上げたのであります。何とぞ御審議の上速かに可決せられんことを切望いたします。次に只今議題となりました旅館業法案、公衆浴場法案、興行場法案について御説明いたします。従来、旅館、ホテル、下宿等のいわゆる旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他興行場に対する取締りは、警察命令に基き各都道府縣知事が、これを行なつて参つたのであります。が、それらの取締り指導の対象及び方法は各都道府縣によつて一定してないために、取締りの徹底と指導の適正を図ることが困難であつた実情でありました。併しながらこれら多数人の集合出入する場所の衛生上の取締りは概観することので、きない問題でありました。この際統一な法律を制定してその徹底強化を図るため、この法律案を提出する次第であります。次に只今議題となりました民生委員法案について提案の理由を御説明いたします。政府は一昨年九月、從來の方面委員会を廢して、民生委員令を制定いたしましたのであります。が、民生委員は生活保護法の保護事務に關しましては、市町村長の補助機關としてその第一線の活動をいたして参つたのであります。更に去る第一回國會において制定せられました兒童福祉法におきましては、民生委員は同時に兒童委員に當てられることになりました。兒童福祉法の第一線機關として活動することになつたのであります。この他民生委員は一般に共同社会の世話役として活動しておるのであります。その職務は社会情勢下におきましては、ますます重要性を増し、國民生活と密接、不可分なる關係を有するに至りました。で、民生委員制度を國會の議決を経た法律に基き、制度といたしまして、是非とも肝要なものと存せられるのであります。以上の見地から本法案を提案いたしましたこととなつたのであります。次に本法案の内容を簡単に御説明いたします。第一に民生委員の選出方法の民主化を図つたことでありまして、民生委員法の主眼目の一は、如何にして適当なる民生委員を選ぶかにあります。

すので、民生委員の推薦母体たる民生委員推薦会の構成及び選出方法を民主化し、併せて民生委員審査会の構成をも権力民主化することにいたしました。

第二に推薦会より推薦せられた者のが適当でない者であつたり、適当と思われざる者が推薦から洩れておるような場合には、都道府県知事は、民生委員推薦会に対して再推薦を命じ得ることとしたのであります。

第三に、民生委員の資格要件を明示し、民生委員たるには市町村議会の議員の選挙権を有し、人格識見高く、廣く社会の実相に通じ、且つ社会福祉の増進に熱意のある者であつて、児童委員としても適当なる者についてこれを行わなければならぬこととしたのであります。

第四に、民生委員の心構えを明示いたしましたのであります。民生委員は常に人格識見の向上と職務上必要な知識及び技術の習得に努むべきことを示すと共に、民生委員が職務遂行に當つては、個人の人格を尊重し、その身上に關する秘密を守り、人権、信條、性別、社会的身分、門地等によつて差別的取扱ひをすることなく、無差別平等に世話すべきことを明示し、又その職務上の地位を政費又は政治的目的のために利用してはならないといふこととしたのであります。

第五に、民生委員の解職規定を設けたことでありまして、即ち特別の理由がある場合には、民生委員は任期中であつても一定の手続を経てこれを解職することができることとしたのであります。

第六に民生委員の任期を三年とした

したのであります。

第七に、都道府県知事は、民生委員の措置訓練の実施に關し責任を有することを規定し、都道府県は、民生委員の指導訓練に従事する専門の吏員を置かなければならぬこととしたのであります。

第八に、民生委員協議会、民生委員協議会の常務委員及び民生委員事務所に關する規定を設けたことでありま

最後に本法施行に要する費用は、都道府県の負担とし、ただ民生委員事務所の費用のみを市町村の負担としたのであります。國庫は、厚生大臣の定めるものにはその基準に従つて、これらの都道府県及び市町村の負担した費用に対して、その四分の一を補助すべきことを規定いたしましたのであります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

次に只今議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について提案の理由を説明申し上げます。厚生年金保険では標準報酬を基準といたしまして、保険料を徴収し保険金を決定いたしておりますが、この標準報酬月額額の最高限は戦時中の六百円がそのままになつておりました。その結果、果ては全体的にいたしましては、いわば冬眠の状態にあるのであります。ところが最近問題となつております社会保障制度などの関連で、その最高限を一躍改正健康保険と同額の八千円に引上げ、これにつれ保険給付も実生活に適するようになつたのであります。が、これに伴つて増加する保険料につきましましては、給付が十数年の將來に約束されております養老給付の面で調

節いたしました。保険料率を約三分の一に引下げ、以て被保険者と事業主の負担に均しように工夫した次第であります。

又現行制度におきましては、何と申しましても制度自身がいわゆる長期保険でありまして、老後の養老給付を中心に考へられております。被保険者であつた期間二十年未満の者には、障害給付のほかは掛金拂戻程度の脱退手当金の支給しかなかつたのであります。が、これらの者に対しましては長期保険給付といたし、残されておりました最後の給付、寡婦年金と遺児年金をこの際新たに加へまして、以て制度全体の充実を期したいと存するのであります。

尙最近の立法趨勢に鑑みまして、從來施行令や施行規則に委任されておりました、被保険者と事業主の権利義務に關する重要事項は、すべてこれを法律の中に規定いたしました。その権利擁護に万全を期したいと存するのであります。何とぞよろしく御審議下さるようお願いします。

次に只今議題となりました歯科衛生士法案についてその提案の理由を説明いたします。我が國民の多数が歯牙及び口腔疾患のためにその健康を害われていることは、御承知の通りであります。歯牙疾患の一つであるむし歯を例にとりまして、世界各國との比較において、我が國にはこれを有する者の数が特に多い実情にあるのであります。かような現状を打開し國民のすべてが健康な歯を持つ且つ口腔疾患から免れるためには、歯科医学の発達による治療からする措置が必要であることは勿論であります。が、疾病の治療と

予防とは常に並行して行われなければその効果は十分でないものであります。で、歯科疾患の予防については今日までのところ十分積極な措置が講ぜられていなかつたのであります。この意味において歯科医師との緊密な聯繫の下に、専ら歯牙及び口腔の疾患の予防処置をなすことを業とする者の資格を定め、これを普及させることによつて歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る必要があると考えられるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。以下にその内容の大略を申し上げます。

第一に歯科衛生士にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、免許は文部大臣又は厚生大臣の指定した学校、養成所等を卒業した者であつて、更に厚生大臣の行う歯科衛生士試験に合格した者に対してこれを與へることとしております。これは有くも口腔疾患の予防等に對してこれに關する業務に従事する者は、一定の學術技能を有しなければ衛生上危害を生ずる虞れがあるからであります。

第二に歯科衛生士の業務は歯石の除去、予防のための薬剤の塗布等、予防上の一定の措置のみに限られ、而もその業務を行うに當つては、歯科医師の直接の指導下においてすることを要し、独立してはその業務をなし得ないこととしております。これは治療と予防との一体的運営を図ることが必要であり、又歯科衛生士が單獨で処置をするることによつて、衛生上の危害を生ずるような虞れのある場合が考えられるからであります。

が、本法案の成立は、今後の我が國における歯牙疾患の予防に相當大きな役割を果すことを期待いたしておるのであります。何とぞ慎重御審議の上可決されんことを希望いたします。

次に只今議題となりました医師法案、歯科医師法案、保健補助産婦看護婦法案及び医療法案についてその提案の理由を説明いたします。

國民医療法は、新憲法施行下の現在の事態には適合しない点が多々ありますと共に、一方終戦後の社会情勢の變化に對應する新たな医療制度の確立が必要でありますので、國民医療法を改正し新たな医療法規を制定いたしますことは、各方面の要望であつたのであります。このため政府といたしましては、本年三月医療制度調査會に對し、國民医療法改正の具体的方針をいかにすべきかにつき諮問いたしましたのであります。が、同會における慎重審議の結果に基づきまして、その答申を得ましたので、右答申に基づきまして政府において法案を整備の上、今國會に提出することとしたのであります。以下にこれら四法案についてその内容の大略を申し上げます。

先ず医師法案及び歯科医師法案について申述べます。

第一にこの両法案はいわゆる医師、歯科医師の身分法とも申すべきものであります。医師及び歯科医師の業務内容の異なるに従い、これを別個の法律といたしますと共に、その規定の内容にも若干の差違がありますが、一面医師及び歯科医師の業務は相互に密接な關連がありまして、従前の例にならぬ法案の内容は大體において、その軌を一にしておるのであります。

第六に民生委員の任期を二年とした
第六に民生委員の任期を二年とした
第六に民生委員の任期を二年とした

免れるためには、齒科医学の発達による
免れるためには、齒科医学の発達による
免れるためには、齒科医学の発達による

以上が本案の内容の大要であります
以上が本案の内容の大要であります
以上が本案の内容の大要であります

第二の両法案はいずれも医師及び齒
科医師の職分免許試験及び業務等につ
き規定を設けておりますが、その内容
は概ね現行の規定を踏襲しておるので
ありまして、改正の主なる点は、
(一) 医道審議会を設けて免許の取
消、停止等に関しその意見を聴くこと
としたこと。
(二) 医師といえども齒科医業を行う
ためには齒科医師免許を受けなければ
ならないこととしたこと。
(三) 医師又は齒科医師の処方箋の交
付に関する従来の規定に若干の修正を
加えたこと等でありませぬ。

が、本法案におきましては、苟くも病
院と稱する程のものは、充実した医療
の供給を可能ならしめるため、相当程
度の完備した施設を有しなければなら
ないものとした結果、それにはやはり
相当数の收容施設を有しなければなら
ないものと考へられますので、病院は
患者二十人以上の收容施設を有するも
のとするにいたしました。而して
病院については、前述の如くその設備
等に関し従来よりも相当高度の基準を
設けたのであります。

以上が四法案の内容の大略でありま
すが、何とぞ慎重御審議の上可決せら
れんことを希望いたします。

次に保健婦助産婦看護婦法案であり
ますが、本法案の内容は、昨年七月三
日に制定公布されました政令即ち「保
健婦助産婦看護婦令」の内容と殆んど
同様であります。右政令は現行の省令
である保健婦規則、助産婦規則及び看
護婦規則とは相当異なつた劃期的とも
申すべき内容のものであり、今回本法
案の立案に當つても特に右政令の内容
に著しい変更を加える必要が認められ
ませんでした、大体その内容を踏襲いた
したのであります。本法案と従前の社
度との内容の差異の主な点を申上
げますと、
第一にこれらの医療関係者の素質の
向上を図るために、免許を受けること
のできる者の資格を相当程度高めたこ
とであります。即ち現行規則によりま
す、免許は都道府県知事の指定した
学校若しくは講習所を卒業した者、又
は都道府県知事の行う試験に合格した
者に対して、都道府県知事がこれを與
へることになつており、而もその学校
試験等の内容も、必ずしも満足すべき
ものでなく比較的程度の低いものでは
なつたのであります。本法案においては、
看護婦を甲種乙種に分け、甲種看護
婦、保健婦及び助産婦については、い
ずれも文部大臣又は厚生大臣の指定し
た、新制大学程度の学校又は養成所を
卒業した上、更にそれらの國家試験
を受け、これに合格した者に対し厚生
大臣の免許を與へることとしたのであ
ります。又乙種看護婦については、文
部大臣又は厚生大臣の指定した略新制
高等学校程度の学校又は養成所を卒業
した上、更に都道府県知事の行う試験
に合格した者に対し、都道府県知事が
免許を與へることとしておるのであり
ます。

第二に診療所につきましては、患者
の收容につき一定の制限を設けること
といたしました。診療所には患者の收
容施設十九人以下のもの及び收容施設
を全有しないものの両者が含まれるわ
けであります。元來診療所は患者の
收容を目的とし、性質のものでもあり
ますので、たとえ收容施設を有するも
のについても、その患者の收容につい
て一定の制限を加える必要があると考
へられるのであります。従つて診療所
は特定の場合を除き、同一の患者を四
十八時間を超えて收容してはならない
こととしたのであります。併しながら
病院が十分に普及してない我が國の
実情を勘案いたしまして、既存の診療
所については一定期間はこの規定によ
らないことができる旨の例外的措置が
認められております。

第五に從來すべて許可制度によつて
おりました病院、診療所の開設は、今
後は医師、齒科医師が診療所を開設す
る場合は届出制度とし、その他の場合
に限り許可制度とすることといたしま
した。

第六に今後の我が國の医療機関をい
かに整備すべきは極めて重要な問題
であります。この点につきましては、
根本的には厚生省及び各都道府県に医
療機関整備審議会を設けて、その全般
的整備計画につき調査審議せると共
に、これに基づき特に公的医療機関を
必要とする部面につきましては、地方
公共団体等の経営する公的医療機関を
早急に整備することとし、國庫はこれ
が設置費に対しその一部を補助するこ
とができることとしたのであります。

第四に新たに総合病院の制限を設
け、患者百人以上の收容施設を有し且
つ一定の診療科目を有する病院であつ
て一定の完備した施設を有するもの
は、都道府県知事の承認を受けて総合
病院と稱することができるとことといた
しました。

第七に医療、齒科医業等に関する廣
告につきましては、従来通り嚴重にそ
の内容を制限することとした外、新た
に助産所等に関する廣告についても、
同様の嚴重な制限を設けることといた
しました。

又医療機関の運営に關しましては、
主として公的医療機関を整備されたも
のをいわゆるメデイカル・センターと
して、その施設を開業医の利用等に開
放させ、又その修習機関として活用す
ることとし、以て公私すべての医療機
関が一体となつて、医療の普及向上に
寄與し得るような態勢の確立を企圖い
たしておるのであります。

第七に医療、齒科医業等に関する廣
告につきましては、従来通り嚴重にそ
の内容を制限することとした外、新た
に助産所等に関する廣告についても、
同様の嚴重な制限を設けることといた
しました。

以上が四法案の内容の大略でありま
すが、何とぞ慎重御審議の上可決せら
れんことを希望いたします。

「速記中止」
委員(塚本重蔵) 速記を止め
て、他に御質疑はございませんか……
別に御質疑もないようです。直ちに討論に
終了いたします。御意見のある方は、それ
／＼發言を明らかにしてお述べを願
います。御發言はございませんか……
別に御發言もないようです。直ちに討論は
終了したものと認めて御異議ございま
せんか。

「速記中止」
委員(塚本重蔵) 速記を止め
て、他に御質疑はございませんか……
別に御質疑もないようです。直ちに討論に
終了したものと認めて御異議ございま
せんか。

「速記中止」
委員(塚本重蔵) 速記を止め
て、他に御質疑はございませんか……
別に御質疑もないようです。直ちに討論に
終了したものと認めて御異議ございま
せんか。

第七部 厚生委員会會議録第十五号 昭和二十三年六月二十四日
第七部 厚生委員会會議録第十五号 昭和二十三年六月二十四日
第七部 厚生委員会會議録第十五号 昭和二十三年六月二十四日

「総員起立」

○委員長(塚本重蔵君) 全会一致と認めます。よつて三案は全会一致を以て原案通り可決する。ことに決定いたしました。

○委員長(塚本重蔵君) 次いで本院規則第四條による諸般の手續きは委員長に御一任願うことに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條により三案を可とされた方は、それ御署名願います。

〔多数政見者署名〕

○委員長(塚本重蔵君) 署名洩れはございせんか。署名洩れはないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会
出席者は左の通り

- 委員長 塚本 重蔵君
- 理事 今泉 政喜君
- 委員 谷口彌三郎君
- 河崎 ナツ君
- 中平常太郎君
- 二木 治明君
- 草葉 隆圓君
- 中山 壽彦君
- 安達 良助君
- 木内キヤウ君
- 小林 勝馬君
- 藤森 眞治君
- 井上なつる君
- 小杉 イ子君
- 姫井 伊介君
- 山下 義信君

國務大臣 米倉 龍也君
厚生大臣 竹田 儀一君

政府委員 厚生事務次官 赤松 常子君
保險局長 宮崎 太一君
厚生技官 厚生 技官 三木 行治君
(公衆保險局長)

六月二十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、興行場法案(第八十七号)
一、公衆浴場法案(第八十八号)
一、旅館業法案(第八十九号)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、医師法案(予第百七十三号)
一、保健婦助産婦看護婦法案(予第百七十四号)
一、歯科衛生士法案(予第百七十五号)

興行場法案(予第百七十六号)
興行場法
第一條 この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演藝又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

第二條 業として興行場を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第三條 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條 興業場営業を営む者(営業者)は、興行場において、清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

第五條 都道府県知事は、必要があるとき、営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府県知事は、必要があるとき、営業者から必要な報告を求め、又は当該興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第七條 当該興行場が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第八條 都道府県知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條 都道府県知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求め、公開に聴聞を行わなければならない。

第十條 都道府県知事は、前條の処分原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第十一條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
一 第二條第一項の規定に違反した者

第十二條 第六條第一項の規定による命令に違反した者
第九條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該興行場の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十三條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金又は科料を科する。

第十五條 この法律は、昭和二十三年七月十五日からこれを施行する。

第十六條 この法律施行の際、現に前項の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでいる者は、第二條第一項の規定による許可を受けなければならない。

第十七條 昭和三十二年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

第十八條 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第十九條 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十條 公衆浴場法
公衆浴場法
第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

第二條 業として公衆浴場を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第三條 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條 公衆浴場を営む者は、清潔その他入浴者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

第五條 都道府県知事は、必要があるとき、営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府県知事は、必要があるとき、営業者から必要な報告を求め、又は当該興行場に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第七條 当該興行場が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第八條 都道府県知事は、営業者が第四條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條 都道府県知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求め、公開に聴聞を行わなければならない。

小杉 伊子君
飯井 伊介君
山下 義信君

を受けなければならない。
2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生

を命ずることができ、
第七條 都道府県知事は前條の処分

可を受け、又は営業の届出をして、
興行場営業を営んでゐる者は、第二條第一項の規定による許可を受

は、都道府県知事は、理由を附した
書面をもつて、その旨を通知しな
ければならない。

第三條 浴場業を営む者（営業者と
いう。以下同じ）は、公衆浴場に
ついて、換氣、採光、照明、保温
及び清潔その他入浴者の衛生及び
風紀に必要な措置を講じなければ
ならない。

2 前項の措置の基準については、
都道府県知事が條例で、これを定
める。

第四條 営業者は傳染性の疾病にか
かつてゐる者と認められ、又は他
の入浴者の入浴に支障を興える虞
のある精神病者と認められる者に
対しては、入浴を拒まなければな
らない。但し、省令の定めるところ
により、療養のために利用され
る公衆浴場で、都道府県知事の許
可を受けたものについては、この
限りでない。

第五條 入浴者は、公衆浴場におい
て、浴着、内を著しく不潔にし、
その他公衆衛生に害を及ぼす虞の
ある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は
前項の行為をする者に対して、そ
の行為を制止しなければならな
い。

第六條 都道府県知事は、必要があ
ると認めるときは、営業者その他
の関係者から必要な報告を求め、
又は当該営業者に公衆浴場に立ち入
り第三條第一項の規定による措置
の実施の状況を検査させることが
できる。

2 当該営業者が、前項の規定により
立入検査をする場合においては、
その身分を示す証票を携帯し、且
つ関係人の請求があるときは、こ
れを呈示しなければならない。

第七條 都道府県知事は、営業者が、

第三條第一項の規定に違反したと
きは、第二條第一項の許可を取り消
し、又は期間を定めて営業の停止
を命ずることができ、

2 都道府県知事が、前項の処分をし
ようとするときは、あらかじめ当該
営業者に、その処分の原因と認め
られる違反行為を文書をもつて通
知し、当該営業者又はその代理人
が公開の場において弁明し、且
つ、有利な証拠を提出する機会を
與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者
は、これを六月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反し
た者
二 前條第一項の規定による命令
に違反した者

第九條 第六條第一項の規定による
報告をせず、若しくは虚偽の報告
をし、又は当該営業者の立入検査を
拒み、妨げ、若しくは忌避した者
は、これを千円以下の罰金に処す
る。

第十條 左の各号の一に該当する者
は、これを拘留又は科料に処する。

一 第四條又は第五條第二項の規定
に違反した者。
二 第四條の規定により営業者が拒
んだにもかかわらず入浴した者又は
第五條第一項の規定に違反した
者

第十一條 法人の代表者又は法人若
しくは代理人、使用人その他の従
業者がその法人又は人の業務に関
して、第八條、第九條又は前條第
一項の違反行為をしたときは、行
爲者を罰する外、その法人又は人

に対して、各本條の罰金又は科
料を科する。

第十二條 この法律は、昭和二十三
年七月十五日から、これを施行す
る。

第十三條 この法律施行の際、現に
従前の命令の規定により営業の許
可を受け、又は営業の届出をして、
浴場業を営んでゐる者は、第二條
第一項の許可を受けたものとみな
す。

第十四條 昭和二十三年一月一日か
ら、この法律施行の日までに、新
たに浴場業を営み、この法律施行
の際既に浴場業を営んでゐる者
は、この法律施行の日から、二月
間は、第二條第一項の規定にかか
らず、引き続き浴場業を営むこ
とができる。

2 前項の規定に該当する者は、こ
の法律施行後二月以内に、都道府
県知事にその旨を届け出なければ
ならない。

3 前項の届出をした者は、第二條
第一項の許可を受けたものとす
なす。

旅館業法案
旅館業取締法

第一條 この法律は、旅館業に対し
て、公衆衛生の見地から必要な取
締を行い、もつてその経営を公共
の福祉に適合させることを目的と
する。

第二條 この法律で「旅館業」とは、
都道府県知事の許可を受けて、業
としてホテル、旅館又は下宿を経営
することをいう。

2 この法律で「ホテル」とは一日又
は数日を単位とする宿泊料を受け
て人を宿泊させる施設で、都道府
県知事の定めるホテルとしての基
準に合ふものをいう。

3 この法律で「旅館」とは、一日を
単位とする宿泊料又は室料を受け
て人を宿泊させる施設で、都道府
県知事の定める旅館としての基準
に合ふものをいう。

4 この法律で「下宿」とは、一週間
以上の期間を単位とする宿泊料又
は室料を受けて人を宿泊させる施
設で、都道府県知事の定める下宿
としての基準に合ふものをいう。

第三條 人を宿泊させる営業を営
むとする者は、政令の定める手
料を納めて、都道府県知事の許可
を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の営業の
施設の設置場所又は構造設備が、
公衆衛生上不適当であると認め
るときは、同項の許可を與えない
ことができる。但し、この場合にお
いては、都道府県知事は、理由を
附した書面をもつて、その旨を通
知しなければならない。

第四條 旅館業を営む者（営業者と
いう。以下同じ）は、営業の施設
について、換氣、採光、照明、防
濕及び清潔、その他宿泊者の衛生
に必要な措置を講じなければなら
ない。

2 前項の措置の基準については、
都道府県知事が條例で、これを定
める。

一 宿泊しようとする者が傳染性
の疾病にかかつてゐると明らか
に認められるとき。
二 宿泊しようとする者がたと
く、その他の違法行為又は風紀
を亂す行為をする虞があると認
められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときそ
の他都道府県が條例で定める事
由があるとき。

第六條 営業者は、宿泊者名簿を備
え、これに宿泊者の氏名、住所、
職業その他の事項を記載し、当該
官吏又は吏員の要求があつたとき
は、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があ
つたときは、前項に規定する事項
を告げなければならない。

第七條 都道府県知事は、必要があ
ると認めるときは、営業者その他
の関係者から必要な報告を求め、
又は当該営業者に、営業の施設に立
ち入り、第四條第一項の規定によ
る措置の実施の状況を検査させる
ことができる。

2 当該営業者が、前項の規定により
立入検査をする場合においては、
その身分を示す証票を携帯し、且
つ、関係人の請求があるときは、
これを呈示しなければならない。

第八條 都道府県知事は、営業者が、
第四條第一項の規定に違反したと
きは、第三條第一項の許可を取り
消し、又は期間を定めて営業の停
止を命ずることができ、

業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該業者に通知しなければならない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反した者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十條又は第十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館営業又は下宿営業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可をうけたものとみなす。

第十六條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館営業又は下宿営業を営み、この法律施行の際現に、これを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

醫師法案

第一章 総則

第一條 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

第二條 医師にならうとする者は、醫師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第三條 未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんば、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがあ

る。

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除く外、醫事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第十五條 厚生省に医籍を備え、医師免許に関する事項を登録する。

第十六條 免許は、医籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣は、免許を與えたときは、医師免許証を交付する。

3 医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、事業に従事する者については、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所の都道府県知事を經由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條 医師が、第三條の該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 医師が第四條各号の一に該当し、又は醫師として、品位を損するような行為のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるとときは、再免許を與えることができる。

この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府県知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。

この場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける医師に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條 この章に規定するものの外、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付再交付、及び返納並びに住所の届出に関しては、省令でこれを定める。

第三章 試験

第九條 醫師國家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関し、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條 醫師國家試験及び医師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行く。

第十一條 醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、

これを受けることができない。

一 文部大臣の認定した大學において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実施修練を経たもの

二 醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実施修練を経たもの

三 外國の医学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者で、厚生大臣が第二号に掲げる者と同等以上の學力及び技能を有し、且つ、適当と認定したものの

第十二條 醫師國家試験予備試験は、外國の医学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 禁治産者、つんば、おし及び盲の者は、醫師國家試験及び醫師國家試験及び予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者については、醫師國家試験及び医師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一 準禁治産者

二 第四條各号の一に該当する者

第十五條 醫師國家試験又は醫師國家試験予備試験に關して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

この場合においては、なお、その者につ

附則
第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する
治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。
第四條 左の各号の一に該当する者

る。
4 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ

回、厚生大臣が、これを行く。
第十一條 醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、

された医師の診療録は、これを第二十四條の診療録とみなす。
第四十一條 旧法若しくは旧醫師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分は、違反した者の処罰については、なお旧醫師法による。

て、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。
第十六條 この章に規定するもの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び対地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章 業務
第十七條 医師でなければ、医業をなしてはならない。
第十八條 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九條 診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。
2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産證書の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十條 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一條 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があるとき、二十四時間以内在所轄警察署に届け出なければならぬ。
第二十二條 医師は、患者から薬剤

の交付に代えて処方せんの求があつた場合には、これを交付しなればならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。
第二十三條 医師は、診療をしたとき、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならぬ。

第二十四條 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならぬ。
2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

第五章 審議会及び委員
第二十五條 厚生大臣の諮問に應じて第七條若しくは齒科醫師法(昭和二十三年法律第 号)第七條に規定する処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する医道審議会を置く。

第二十六條 厚生大臣の諮問に應じて醫師國家試験に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験審議会を置く。
第二十七條 醫師國家試験に關する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験委員を置く。

第二十八條 厚生大臣の諮問に應じて第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する実地修練審議会を置く。
第二十九條 醫師國家試験予備試験に關する事務を掌らるるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験予備試験委員を置く。

第三十條 醫師國家試験委員、醫師國家試験予備試験委員その他醫師國家試験又は醫師國家試験予備試験に關する事務を掌る者は、その事務の施行に當つて公正を維持し、不正の行爲のないようにしなければならない。
第六章 罰則
第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事案に基いて醫師免許を受けた者
2 前項第一号の罪を犯した者が、醫師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者
二 第三十條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第三十三條 第六條第三項、第十八條、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者は、五千元以下の罰金に処する。
附則
第三十四條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。
第三十五條 國民医療法(昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ)は、これを廃止する。
第三十六條 旧法又は醫師法(明治三十九年法律第四十七号、以下旧醫師法といふ)によつて醫師免許を受けた者は、これをこの法律によつて醫師免許を受けた医とみなす。旧醫師法施行前に者術師開業免状を得た者についても同様である。

第七部 厚生委員会會議第十五号 昭和二十三年六月二十四日(參議院)

第三十七條 旧法又は旧醫師法による医籍の登録は、これをこの法律による医籍の登録とみなす。
第三十八條 旧法又は旧醫師法によつてした醫師免許の取消処分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。
第三十九條 旧法の規定によつて作成

された医師の診療録は、これを第二十四條の診療録とみなす。
第四十一條 旧法若しくは旧醫師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分は、違反した者の処罰については、なお旧醫師法による。
第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十二年勅令第四百三十七号)附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかわらず、醫師國家試験を受けることができる。
第四十三條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の規定により大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

保健婦助産婦看護婦法案
第一章 總則
第一條 この法律は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上をはかるのを目的とする。
第二條 この法律において、「保健婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、保健婦の名称を用いて、保健

指導に従事することを業とする女子をいう。

第三條 この法律において、「助産婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導をなすことを業とする女子をいう。

第四條 看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする。

第五條 この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者若しくは、じよく婦に對する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう。

第六條 この法律において、「乙種看護婦」とは、都道府縣知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は甲種看護婦の指示を受けて、前條に規定すること（急性且つ重症の傷病者又は、じよく婦に對する療養上の世話を除く。）をなすことを業とする女子をいう。

第二章 免許

第七條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦にならうとする者は、保健婦國定試験、助産婦國定試験又は甲種看護婦國定試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第八條 乙種看護婦にならうとする者は、乙種看護婦試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

第九條 つんば、おし又は盲の者は、前二條の規定による免許（以下免許という。）を與えない。

第十條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除く外保健婦、助産婦又は看護婦の業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は傳染性の疾病にかかつてゐる者

第十一條 厚生省に、保健婦籍、助産婦籍及び甲種看護婦籍を備え、保健婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦免許に關する事項を登録する。

第十二條 都道府縣に、乙種看護婦を備え、乙種看護婦免許に關する事項を登録する。

第十三條 免許は、保健婦籍、助産婦若しくは甲種看護婦籍又は乙種看護婦籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は、免許を與えたときは、それぞれ保健婦免許証、助産婦免許証若しくは甲種看護婦又は乙種看護婦免許証を交付する。

第十四條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦が第九條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

2 乙種看護婦が、第九條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

めて業務の停止を命ずることができらる。

4 乙種看護婦が第十條各号の一に該当し、又は乙種看護婦としての品位に損するやうな行爲があつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができらる。

5 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第十三條の規定を準用する。

第十五條 厚生大臣は、前條第一項第三項又は第五項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ保健婦、助産婦、看護婦試験審議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府縣知事は、前條第二項、第四項又は第五項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ乙種看護婦試験委員の意見を聴かなければならない。

3 前條第一項から第四項までに規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は保健婦助産婦看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に對して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣又は都道府縣知事に意見を述べなければならない。

第十六條 この章に規定するものの外、免許の申請、保健婦籍、助産婦籍、甲種看護婦及び乙種看護婦籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第三章 試験

第十七條 保健婦國定試験、助産婦國定試験、甲種看護婦國定試験又は乙種看護婦試験は、それぞれ保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦として必要な知識及び技能に對して、これを行う。

第十八條 保健婦國定試験、助産婦國定試験及び甲種看護婦國定試験は、厚生大臣が、乙種看護婦試験は、都道府縣知事が、毎年少くとも一回これを行う。

第十九條 保健婦國定試験は、甲種看護婦國定試験に合格した者又は第二十一條各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができる。

一 文部大臣の指定した学校において一年以上保健婦になるに必要な学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者

三 外國の保健婦学校を卒業し、又は外國において保健婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十一條 甲種看護婦國定試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において三年以上甲種看護婦になるに必要な学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三 外國の助産婦学校を卒業し、又は外國において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二條 甲種看護婦國定試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において三年以上甲種看護婦になるに必要な学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三 免許を得た後三年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前二号に規定する学校又は養成所において一年以上修業したもの

四 外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 業務停止中の保健婦、助産婦又は看護婦であつて、その業務をなしたものを

二 第三十五條から第三十八條までの規定に違反した者

三 第二十七條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五十円以下の罰金に処する。

一 第三十三條又は第三十九條から第四十二條までの規定に違反した者

二 第十六條の規定に基づいて発する省令の規定に違反した者

第四十六條 この法律中、学校及び養成所の指定に関する部分並びに第四十七條から第五十條までの規定は、医師法施行の日から、看護婦に関する部分は、昭和二十五年九月一日から、その他の部分は、昭和二十六年九月一日から、これを施行する。

第四十七條 保健婦、助産婦、看護婦令（昭和二十二年政令第百二十四号）は、これを廃止する。

第四十八條 保健婦助産婦看護婦令第二十一條から第二十四條までの規定によつて文部大臣又は厚生大臣の行つた指定は、それぞれこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第四十九條 保健婦及び助産婦について必要な事項は、昭和二十六年八月三十一日までは、命令でこれを定める。

2 國民医療法に基く保健婦規則（昭和二十年厚生省令第二十号、以下旧保健婦規則という。）及び同法に基く助産婦規則（明治三十二年勅令第三百四十五号、以下旧助産婦規則という。）は、昭和二十六年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで保健婦の名称を用いて保健婦の業務をなし、又は登録を受けないで助産婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、保健婦若しくは助産婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の保健婦若しくは助産婦であつてその業務をしたものは、これを五千円以下の罰金に処する。

5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に關する必要な手續を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に關する必要な手續を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十條 看護婦について必要な事項は、昭和二十五年八月三十一日までに、命令でこれを定める。

2 國民医療法に基く看護婦規則（大正四年内務省令第九号、以下旧看護婦規則という。）は、昭和二十五年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで看護婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、看護婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の看護婦であつてその業務をしたものは、これを五千円以下の罰金に処する。

5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に關する必要な手續を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十一條 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九條の規定にかかわらず、保健婦の名称を用いて第二條に規定する業をなすことができる。

3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、保健婦國家試験を受けることができる。

3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、保健婦國家試験を受けることができる。

2 前項の者については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

2 前項の者については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、保健婦國家試験を受けることができる。

第五十二條 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第三十條の規定にかかわらず、第三條に規定する業をなすことができる。

第二項の規定を除く。）を準用する。

3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、助産婦國家試験を受けることができる。

第五十三條 旧看護婦規則により都道府縣知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一條の規定にかかわらず、看護婦の名称を用いて、第五條に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、その従事することのできる範囲以外の事項に關しては、この法律のうち乙種看護婦に關する規定を準用する。

但し、就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と、乙種看護婦業務従事証は看護婦業務従事証と読み替へるものとする。

3 第一項の者は、第二十一條の規定にかかわらず甲種看護婦國家試験を受けることができる。

第五十四條 昭和二十六年九月一日において現に、旧保健婦規則第三條第一号若しくは第二号に該当する者、旧保健婦規則第三條第一号の養成所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者又は昭和二十六年九月一日以後に保健婦規則第三條第二号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧保健婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十五條 昭和二十六年九月一日において現に、旧助産婦規則第一條の第二号若しくは第二号に該当する者又は旧助産婦規則第一條の第二号の学校又は講習所にお

いて修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者は、当分のうち、なお旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けることができる。

第五十六條 昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第五條に該当する者又は看護の學術を修業中の者は、昭和二十六年八月三十一日までは、なお旧看護婦規則による看護婦試験を受けることができる。

2 昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第二條各号に該当する者、旧看護婦規則第二條第二号の学校又は講習所において修業中であつて、昭和二十六年三月三十一日までに卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後旧看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十七條 旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなつた業務停止の処分は、この法律の相当規定によつてなしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第五十八條 旧助産婦規則第十九條により都道府縣知事の免許を受けた者については、なお従前の例による。

第五十九條 旧看護婦規則による看護婦については、なお従前の例による。

第六十條 男子である看護人については、この法律中看護に關する規

定は、これを準用する。

第六十條 男子である看護人については、この法律中看護に關する規

定は、これを準用する。

定は、これを準用する。

定は、これを準用する。

定は、これを準用する。

定は、これを準用する。

定は、これを準用する。

令(昭和二十二年政令第百二十四号)は、これを廃止する。

項は、昭和二十五年八月三十一日までに、命令でこれを定める。

第二項の者については、この法律中助産に関する規定(第三十一條

第六十條 男子である看護人については、この法律中看護に関する規

定を準用する。
2 旧看護婦規則による看護人については、第五十三條及び第五十六條の規定を準用する。

歯科衛生士法
第一條 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

第二條 この法律において歯科衛生とは、都道府県知事の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む)の直接の指導の下に、歯牙及び口くうの疾患の予防処置として左に掲げる行為を行うことを業とする者を含む。

一 歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離線下の附着物及び沈着物機械的操作によつて除去すること。
二 歯牙及び口くうに対して建物を塗布すること。

第三條 歯科衛生士にならうとする者は、歯科衛生士試験(以下試験という)に合格し、都道府県知事の歯科衛生士免許(以下免許という)を受けなければならない。

第四條 つんば、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第五條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。
一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除く外、

歯科衛生士の業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者
三 素行が著しく不良である者
四 精神病者、麻薬若しくは大麻

第七部 厚生委員会會議第十五号 昭和二十三年六月二十四日

の中毒者又は傳性の疾病にかかつている者

第六條 都道府県に歯科衛生士籍を備え、免許に關する事項を登録する。

第七條 免許は、歯科衛生士籍に登録することによつて、これをなす。
2 都道府県知事は、免許を與えたときは、歯科衛生士籍に登録し、歯科衛生士免許証(以下免許証という)を交付する。

3 歯科衛生士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所及び業務に従事する者については、その場所、その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までにその住所の都道府県知事に届け出なければならない。

第八條 歯科衛生士が、第四條の規定に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。

2 歯科衛生士が、第五條各号の一に該当し、又は歯科衛生士としての品位を損するような行爲があつたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定め業務の停止を命ずることができ

の申請する機会が與えられなければならない。

都道府県知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

6 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府県知事に意見を述べなければならない。

第九條 この法律に規定するものの外、免許の申請、歯科衛生士籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關する事項は、省令でこれを定める。

第十條 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十一條 試験は、厚生大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

2、厚生大臣は、試験に關する事務の全部又は一部を、都道府県知事に委任することができる。

3 厚生大臣は、歯科医師國家試験委員に、前項の規定によつて都道府県知事に委任した事項を除く外、試験問題の作製、採点その他試験の施行に關して必要な事務を掌らせるものとする。

第十二條 試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 文部大臣の指定した歯科衛生

士学校を卒業した者
二 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
三 外國の歯科衛生士学校を卒業し、又は外國において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第十三條 歯科衛生士でなければ、第二條に規定する業をしてはならない。但し、歯科医師法(昭和二十三年法律第 号)の規定に基いてなす場合はこの限りでない。

第十四條 この法律に規定するものの外、学校又は養成所の指定に關して必要な事項並びに試験科目、受験手続及び合格證書に關し必要な者は、省令でこれを定める。

第十五條 第十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十六條 業務停止中の歯科衛生士であつてその業務をなした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十七條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則
この法律は、歯科医師法施行の日から、これを施行する。

第一章 總則
第一條 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることになつて、公衆衛生の向上及び増進に寄與し、

もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許
第二條 歯科医師にならうとする者は、歯科医師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第三條 未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんば、おし又は盲の者には免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。
一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者
二 罰金以上の刑に処せられた者
三 前号に該当する者を除く外、

医事に關し犯罪又は不正の行爲があつた者
第五條 厚生省に歯科医籍を備え、歯科医師免許に關する事項を登録する。

第六條 免許は、歯科医籍に登録することによつて、これをなす。
2 厚生大臣は、免許を與えたときは、歯科医師免許証を交付する。

3 歯科医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、歯科医業に従事する者については、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所の都道府県知事を經由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條 歯科医師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 歯科医師が第四條各号の一に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行爲があつたとき

171

は、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて歯科医業の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又、改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府県知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 弁明と聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

8 前項の規定によるもの外、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住

所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第三章 試験

第九條 歯科医師國家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に關して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條 歯科醫師國家試験及び歯科醫師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

第十一條 歯科醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。一 文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者

二 歯科醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診察及び口くう衛生に關する実地修練を経たもの。

三 外國の歯科医學校を卒業し、又は外國で歯科醫師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適當と認定したものを。

第十二條 歯科醫師國家試験予備試験は、外國の歯科医學校を卒業し、又は外國で歯科醫師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適當と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 禁治産者、つんぼ、おし及び盲の者は、歯科醫師國家試験及び歯科醫師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者については、歯科醫師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一 禁治産者

二 第四條各号の一に該当する者第十五條 歯科醫師國家試験又は歯科醫師國家試験予備試験に關して不正の行爲があつた場合には、当該不正行爲に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、その場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するもの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第十七條 歯科醫師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第十八條 歯科醫師又は、歯科醫師又はこれに粉らわしい名簿を用いてはならない。

第十九條 診察に従事する歯科醫師は、診察治療の求があつた場合には、これを拒んではならない。

第二十條 診察をなした歯科醫師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十一條 死亡診断書を交付してはならない。

第二十二條 歯科醫師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第二十三條 歯科醫師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合は、これを交付しななければならない。但し、その診察上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十四條 歯科醫師は、診察をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十五條 歯科醫師は、診察をしたときは、遅滞なく診察に關する事項を診察録に記載しなければならない。

第二十六條 前項の診察録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科醫師のした診察に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診察に關するものは、その歯科醫師において、五年間これを保存しなければならない。

第二十七條 審議會及び委員第二十四條 厚生大臣の諮問に應じて歯科醫師國家試験に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科醫師國家試験審議會を置く。

第二十八條 歯科醫師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科醫師國家試験委員を置く。

第二十九條 厚生大臣の諮問に應じて第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科醫師國家試験委員を置く。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二 第二十八條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第三十一條 第六條第三項、第十八條、第二十條、第二十一條又は第二十三條の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処す

第二十七條 歯科醫師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科醫師國家試験予備試験委員を置く。

第二十八條 歯科醫師國家試験委員、歯科醫師國家試験予備試験委員その他歯科醫師國家試験又は歯科醫師國家試験予備試験に關する事務を掌る者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて歯科醫師免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、歯科醫師又はこれに類似した名簿を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二 第二十八條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住

及び旨の者は、歯科医師國家試験及び歯科醫師國家試験予備試験を

第二十條 歯科医師は、自ら診察しな

と、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯

第四條 病院であつて、患者百人以上の收容施設を有し、その診療科

附則

第三十二條 この法律は、医師法(昭和二十三年法律第 号)施行の日から、これを施行する。

第三十三條 國民医療法(昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ)又は歯科医師法(明治三十九年法律第四十八号、以下旧歯科医師法といふ)によつて歯科医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて歯科医師免許を受けた者とみなす。

2 旧歯科医師法施行前歯科医術開業免状を得た者のする歯科医業については、なお従前の例による。

3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督、台湾總督、樺太廳長官、南洋廳長官若しくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の歯科醫師免許を受けた日本國民に対する歯科醫師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第三十四條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け、又は國民医療法施行規則(昭和十七年厚生省令第四十八号)第七十二條の規定により許可を受けた者とみなされ、歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をなすことができ医師のする歯科医業については、なお従前の例による。

2 前項に規定する医師は、第六條第三項、第七條第二項(免許の取消に關する事項を除く)、第十七條及び第十九條から第二十三條までの規定の適用については、これを

を歯科医師とみなす。

第三十五條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け歯科専門を標ぼうするりとのできる医師は、この法律施行の後も、なお従前の例により歯科専門を標ぼうすること

第三十六條 この法律施行の際、齒学の課程を設ける学校において二年以上専ら齒学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後も、なお従前の例により厚生大臣の許可を受けて歯科専門を標ぼうし、又は歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をなすことができる。

2 前項の規定により厚生大臣の許可を受けて歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をなすことができる医師については、第三十四條第二項の規定を準用する。

第三十七條 旧法又は旧歯科医師法による歯科医籍の登録は、これをこの法律による歯科医籍の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医師免許の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものと同視する。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條 旧歯科医師法若しくはこれに基いて発する命令に違反した者又は右の命令に基いてした処分を違反した者の処罪については、なお歯科医師法による。

第四十條 旧法の規定に準り作成された歯科医師又は第三十四條第一項に規定する者の診療録は、これを第二十三條の診療録とみなす。

第四十一條 この法律施行の際従前の規定によつて歯科醫師國家試験予備試験の受験資格を有する者は、第十二條の規定にかかわらず、歯科醫師國家試験予備試験を受けることができる。

第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令(第四百二号)附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかわらず、歯科医師免許を受けることができる。

第四十三條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十二年勅令(第四百三十七号)附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかわらず、歯科醫師國家試験を受けることができる。

第四十四條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の規定により大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は専門学校(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、医療法案(予第七十九号)

医療法案
第一章 總則
第一條 この法律において、「病院」

とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者二十人以上の收容施設を有するものをいふ。病院は、傷病者が、科学的で且つ適正な診療を受けることができる便宜を興えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならぬ。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者十九人以下の收容施設を有するものをいふ。

第二條 この法律において、「助産所」とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所においてなすものを除く)をなす場所をいふ。

2 助産所は、妊婦、産婦又は、よ、婦十人以上の收容施設を有してはならない。

第三條 疾病の治療(助産を含む)をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を付けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他助産婦がその業務をなす場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

第四條 病院であつて、患者百人以上の收容施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含み、且つ、第二十二條各号に規定する施設を有するものは、その所在地の都道府縣知事の承認を得て総合病院と稱することができる。

2 総合病院でないものは、これに総合病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第五條 公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産婦については、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなし、第八條、第九條及び第三十九條又は第四十一條又四十一條の規定を適用する。

第六條 國の開設する病院、診療所及び助産所に關しては、この法律の規定の適用については、政令で特別の定をすることができる。

第二章 病院、診療所及び助産所
第七條 病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でないものが診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でないものが助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 營利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しては、前項の許可は、これを興えないことがある。

第八條 医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したと

きは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第九條 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも同様である。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が死亡し、又は失そのの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡又は失そのの届出義務者は、十日以内に、その旨をその所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十條 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは医師に、主として歯科医業を行うものであるときは医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

第十一條 助産所の開設者は、助産婦に、これを管理させなければならない。

第十二條 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産婦は、その病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除く外、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

第十三條 診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて收容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて、四十八時間を超えて患者を收容した場合に、当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

第十四條 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦、又はよく、婦を收容してはならない。但し、他に收容すべき適当な施設がない場合において、臨時應急のため收容するときは、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はよく、婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

第十五條 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならぬ。

2 助産所の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならぬ。

第十六條 医業を行う病院の管理所は、病院に医師を宿置せなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合には、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十七條 前四條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びよく、婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

第十八條 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十九條 助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならない。

第二十條 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

第二十一條 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならない。

一 省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
二 各科専門の診察室
三 手術室
四 処置室
五 臨床検査施設
六 エックス線装置
七 調剤所
八 消毒施設
九 給食施設
十 給水施設
十一 暖房施設
十二 洗たく施設
十三 汚物処理施設
十四 診療に関する諸記録
十五 その他省令をもつて定める施設

2 前項第一号又は第十五号の規定に基き省令の規定によつて定められた人員又は施設を有し無き者は、政令で五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第二十二條 総合病院は、前條に定めるものの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

一 化学、細菌及び病理の検査施設
二 病理解剖室
三、研究室

2 前項第六号の規定に基き省令の規定によつて定められた施設を有し無き者については、政令で五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第二十三條 前二條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換氣、採光、照明、防濕、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を省令で定める。

2 前項の規定に基き省令の規定に違反した者については、政令で五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第二十四條 都府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一條若しくは第二十二條の規定若しくは前條に基き省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

第二十五條 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類

四 説書室
五 図書室
六 その他省令をもつて定める施設

2 前項第六号の規定に基き省令の規定によつて定められた施設を有し無き者については、政令で五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の規定に基き省令の規定に違反した者については、政令で五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はよく、婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はよく、婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はよく、婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

第十二條 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所を管理する場合は、当該助産所の管理責任は、過失なく、その助産師が負つて責任を負ふこととする。

第二十條 病院、診療所又は助産所の開設者は、過失なく、その助産師が負つて責任を負ふこととする。

二 病理解剖室
三、研究室

は、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを広告してはならない。

を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該官吏又は吏員は、その身分を示す証書を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十六條 前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職権を行わせるために、國及び都道府縣に医療監視員を置く。

2 医療監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事がこれを命ずる。

3 前二項に定めるものの外、医療監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十七條 病院、又は收容施設を有する診療所若しくは助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府縣知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第二十八條 都道府縣知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、その変更を命ずることができ、

第二十九條 都道府縣知事は、左の各号の一に該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正當の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 開設者が第二十四條又は三條の規定に基く命令に違反したとき。

三 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行爲があつたとき。

2 都道府縣知事は、総合病院が第四條第一項に掲げる要件を欠くに至つたときは、その承認を取り消すことができる。

第三十條 第二十四條、第二十八條又は前條に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、都道府縣知事の指定した吏員又は其の他の者に対し弁明する機会が與えられなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府縣知事に意見を述べなければならない。

4 都道府縣知事は、衛生上又は保安上緊急の必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、直ちに当該処分をなすことができる。

第三十一條 この章において、「公的医療機関」とは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

第三十二條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて、医療機関の整備に關する重要事項を調査審議させるために、厚生省及び各都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

二 構成、委員の任期、議決方法その他都道府縣に置かれる医療機関整備審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十三條 國庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四條 厚生大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、医療機関整備審議会の意見を聴いた上、前條に規定する者に対し、公的医療機関を命ずることができる。

2 前項の場合において、國庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、左の事項を命ずることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差支ない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 医師法(昭和二十三年法律第百一十一條)又は歯科医師法(昭和二十三年法律第百一十一條)の規定による実地修練を行わせるのに必要な条件を整備すること。

2 前項各号に掲げる事項の外、厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者に対して、その運営に關して必要な指示をすることができる。

第三十六條 都道府縣知事の諮問に應じて、公的医療機関の運営に關する重要事項を調査審議させるために、都道府縣知事の監督に属する公的医療機関運営審議会を置く。

二 構成、委員の任期、議決の方法その他公的医療機関運営審議会に必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條 厚生大臣、は公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に關して必要な定をなすことができる。

第三十八條 厚生大臣の諮問に應じて、前條に規定する診療の報酬に關する事項を審議させるために、厚生大臣の監督に属する診療報酬審議会を置く。

第四章 医療、歯科医療又は助産婦の業務等の広告

第三十九條 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨
二 第四十條第一項の規定による診療科名
三 病院又は診療所の名称、電話番号及びその場所を表示する事項
四 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
五 診療日又は診療時間
六 入院設備の有無
七 その都道府縣知事の許可を受けた事項

2 前項第四号に掲げる事項を広告するに當つては、その医師又は歯科医師が、常時診療に従事しない者である場合には、その医師又は歯科医師の診療時間を併せて広告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告するに當つても、医師又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に關する事項にわたつてはならない。

第四十條 前條第一項第二号の規定による診療科名は左に掲げるものとする。

一 医療については内科、精神科、小兒科、外科、整形外科、皮膚、泌尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科(又は放射線科)。
二 歯科医療については歯科
三 前二号以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は

歯科医師において厚生大臣の許可を受けたもの

2 厚生大臣は、前項第三号の規定による許可をなすに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項第三号の規定による診療科目を廣告するときは、当該診療科目につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて廣告しなければならない。

第四十一條 助産婦の業務又は助産所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問はず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

- 一 助産婦である旨
- 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 業務に従事する助産婦の氏名
- 四 就業の日時
- 五 收容施設の有無
- 六 その他都道府縣知事の許可を受けた事項

2 前項第三号に掲げる事項を廣告するに當つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に従事する者でない場合には、その業務に従事する日時を併せて廣告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、助産婦の技能又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

第五章 罰則

第四十二條 左の各号の一に該當する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反した者

二 第四十條の規定に違反した者
三 第二十九條の規定に基く命令又は処分を違反した者

第四十三條 当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第二十五條の規定による診療録又は助産録の検査に關し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

第四十四條 左の各号の一に該當する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第三條、第四條第二項、第八條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條第二号から第十四号まで、第二十二條第一号から第五号まで又は第二十七條の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第四十二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対

しても各本條の罰金を科する。

第四十六條 この法律は、醫師法施行の日から、これを施行する。

第四十七條 國民医療法(昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ)第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は國民医療法施行規則(昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則といふ)第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

2 旧法第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定に準じて診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

2 旧法第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三條第二項の規定にかかわらず、なお従來の名称を用いることができる。

3 前二項に該當する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その病院又は診療所所在地の都道府縣

知事の許可を受けたときは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

4 第一項又は第二項の規定により診療所の開設の許可を受け、又は届出をしたとみなされたものについては、この法律施行の日から三年間は、第十三條の規定によるないことができる。但し、病院の普及が充分でない地域にある診療所について、その所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、さらに二年間、第十三條の規定によるないことができる。

第四十八條 この法律施行の際現に存する医療、歯科医療若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所に關する廣告であつて、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反するものについては、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によることができる。

第四十九條 この法律の規定による助産所に該當するものであつて、この法律施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

2 前項の規定に該當する助産所であつて、この法律施行の日から六月間内、第七條又は第八條の規定により助産所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものの構造設備については、この法律施行の日から二年間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

第五十條 旧規則第四十五條第一

項但書、第二項、若しくは第五十一條但書の規定によつて都道府縣知事の許可を受けた者又は旧規則第七十五條の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、第十二條第一項但書若しくは第二項又は第十八條但書の規定によつて許可を受けた者とみなす。

2 旧規則第三十六條第一項第一号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第四十條第一項第三号の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第五十一條 この法律施行前から引き続き休止をしてゐる病院又は診療所については、旧法の規定による休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第五十二條 この法律施行前死亡し、又は失せ、その宣告を受けた病院又は診療所の開設者がある場合において、この法律施行の日までに旧規則第四十三條第二項の規定による届出をなさず、且つ、届出期間の満了してないものについては、なお従前の規定により、これを届け出なければならぬ。

第五十三條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第五十四條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第五十五條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第五十六條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第五十七條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。